

紹介手数料に関する覚書

_____（以下甲という）と、北海道ハピネス株式会社（以下乙という）とは令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に甲乙間で締結した人材紹介に関する契約書第3条にもとづき、紹介手数料に関して以下の通り覚書を締結する。

第1条（紹介手数料）

甲は、乙が紹介した求職者_____氏を採用するにあたり、乙が行なったサービスに対する報酬として、下記の紹介手数料を支払う。

甲が採用した求職者に対して支払う理論年収額 50%以内 = _____円、消費税を別途加算するものとする。

第2条（紹介手数料の支払い時期）

乙が紹介した求職者の甲への入社日は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日とする。

紹介手数料の支払い時期は、原則として乙の紹介した人材が甲に入社した日の属する年度の翌年度の末日とする。

第3条（請求書の発行）

紹介手数料に関し、乙は甲に対して、請求書を交付する。

第4条（短期退職の場合の返戻金）

万一、乙の紹介した人材が入社後2ヶ月以内に、明らかに本人の責めによる解雇、または自己都合により退社することとなった場合、乙は次の基準により、受け取った紹介手数料の一部を甲に返却するものとする。返却の時期方法はその都度甲乙協議する。

$$(60 - \text{入社日から退職日までの暦日数}) / 60 \times \text{紹介手数料} = \text{返戻金}$$
ただし、甲の都合によって退職することとなった場合は、返却の対象としない。

この覚書の証として本書2通を作成し、各々1通ずつ保有する。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

甲：

乙：